

東峰村地域公共交通利便増進実施計画

令和6年2月

目 次

第1章	はじめに	
1.	計画策定の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
第2章	計画の概要	
1.	計画の実行区域	2
2.	計画の実施期間	2
3.	計画の方向性	3
第3章	利便増進事業の内容・実施主体	
1.	利便増進事業の全体像	4
2.	利便増進事業の内容	6
第4章	事業の効果	
1.	目標達成に向けた事業の効果	16
2.	利便増進事業の実施が寄与する目標値の整理	17
第5章	地方公共団体による支援の内容	18
第6章	事業実施に必要な資金の調達方法	19

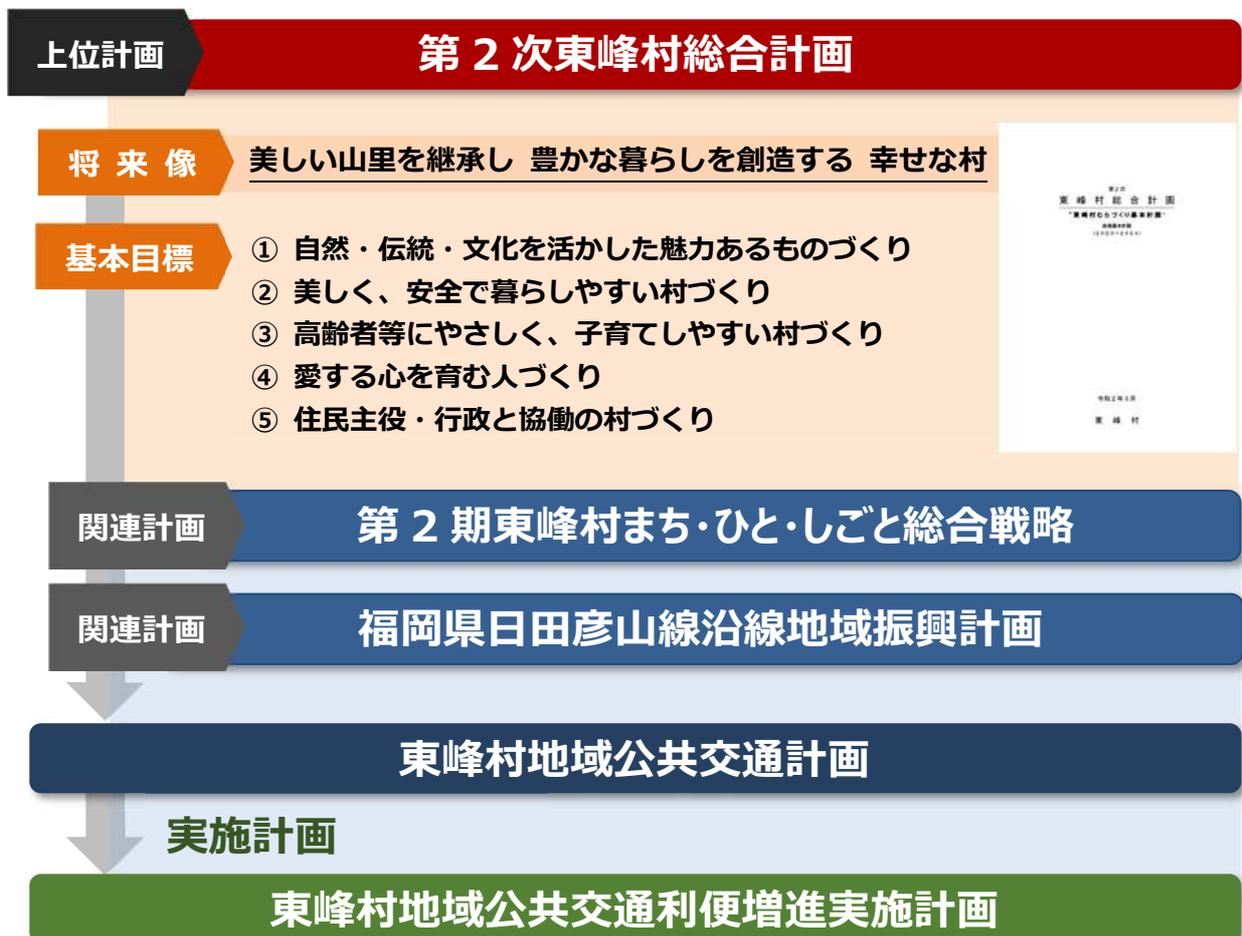
1. 計画策定の目的

本村においては、JR 日田彦山線（BRT）、西鉄バスを公共交通として利用できるほか、タクシーチケット（タクシー助成事業として高齢者、運転免許証返納者、障がい者等を対象に配布）によるタクシー利用が可能となっているが、人材不足や利用者の減少等により、公共交通を取りまく環境は厳しいものとなっている。このようななかで、村内の地域交通を持続的に支える運営体制の構築と、2次交通の整備をはじめとした地域交通の様々な課題解決を目的とし、令和5年3月に「東峰村地域公共交通計画」を策定した。

東峰村地域公共交通利便増進実施計画（以下、本計画という）は、「東峰村地域公共交通計画」に定めた特定の事業について、事業内容や実施方法を明確にし、確実かつ円滑な事業推進による地域交通の利便性向上の実現を目的としたものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は「第2次東峰村総合計画」に基づき策定された「東峰村地域公共交通計画」の実施計画として位置付ける。



1. 計画の実施区域

本計画の区域は「**本村全域**」とする。

図2-1 計画の実施区域



(C) Map-It マップイット

2. 計画の実施期間

計画の実施期間は「東峰村地域公共交通計画」の実施期間を踏まえ「**令和5年度から令和9年度までの5年間**」とする。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
東峰村地域公共交通計画	→				
東峰村地域公共交通 利便増進実施計画		→			

第2章 | 計画の概要

3. 計画の方向性

「東峰村地域公共交通計画」においては、上位計画、関連計画及び現状と課題の分析より、4つの基本方針を設定した。本計画についても4つの基本方針に基づき策定する。

4つの基本方針

基本方針Ⅰ すべての人にとって使いやすい地域交通の形成

すべての村民にとって利用しやすい地域交通の形成を目指す。また、BRT 開通を見据え、村外からの観光客にとっても使いやすい形で **BRT を起点とした二次アクセス**を整備する。

基本方針Ⅱ 地域の未来を守る公共交通体制の構築

人材不足や利用者の減少等、公共交通を取りまく厳しい環境を打開し、本村の地域交通を持続可能なものにするための体制を構築する。

基本方針Ⅲ デジタル化の機運醸成に向けた新しい地域交通のしくみづくり

AI を搭載した運行管理システムの導入による交通サービスの利便性及び効率性向上や、MaaS による効果的な交通情報、観光情報の発信等、デジタル化を積極的に推進する。また、村民が新しい公共交通のサービスに慣れ親しみやすい環境を整え、本村におけるデジタル化の機運醸成につなげる。

基本方針Ⅳ 地域のにぎわい創出につながる BRT の活用と公共交通の取組み推進

九州初となる BRT を本村の観光資源として捉え、新しいサービスや新商品の開発を行う。また、貨客混載等の取組みにより普段公共交通を利用しない村民が公共交通に触れる機会を創出し、公共交通を起点とした地域のにぎわい創出につなげる。

1. 利便増進事業の全体像

東峰村地域公共交通計画においては8つの事業を定めており、そのうち3事業を利便増進事業に位置付けている。本計画においては、これらの事業の内容について具体的に定め、確実かつ円滑な事業推進による地域交通の利便性向上の実現を目的とする。

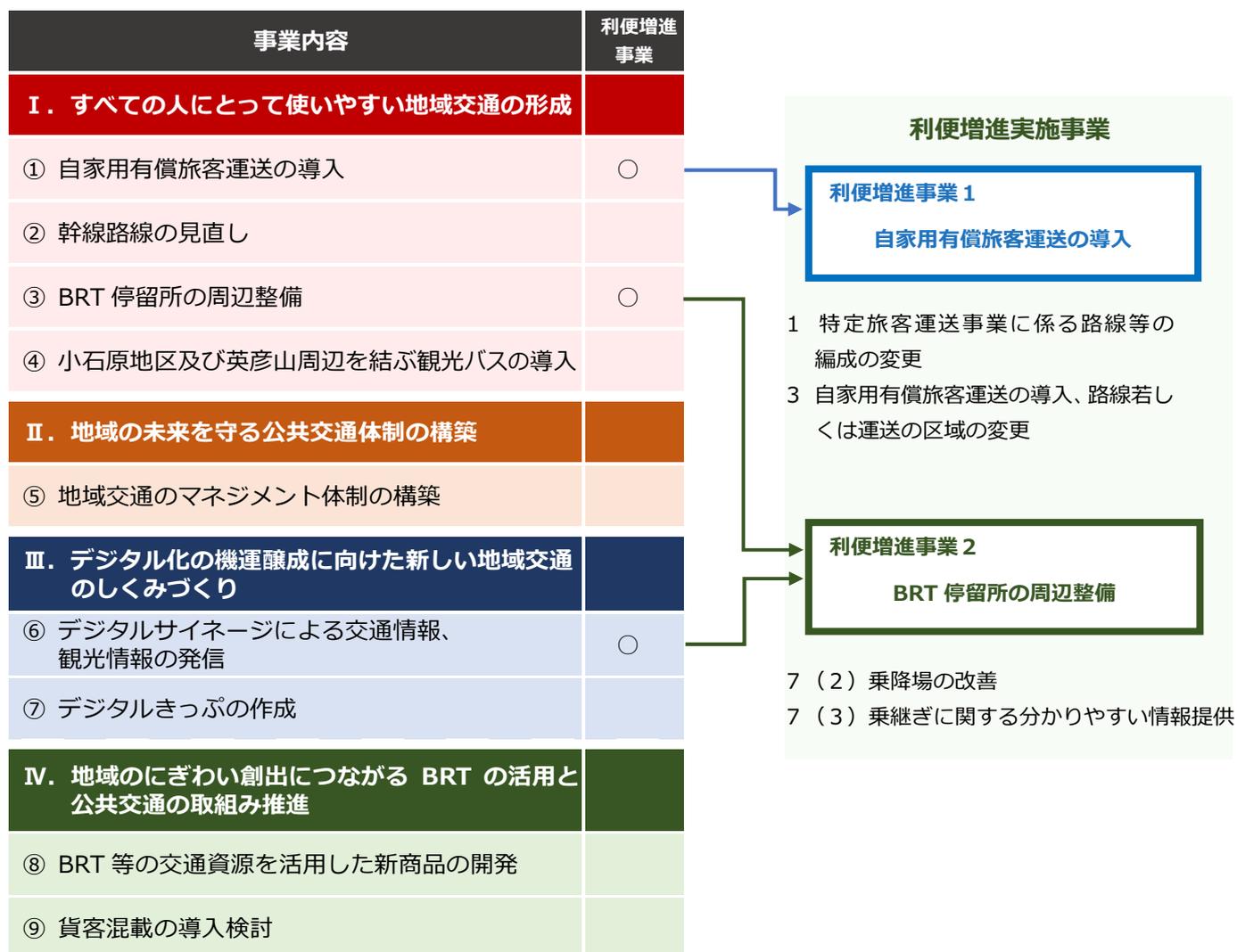
なお、利便増進事業とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組みを通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業と定められている。

利便増進事業の対象となる取組み

- 1 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- 2 他の種類の旅客運送事業への転換（自家用有償旅客運送からの転換を含む）
- 3 自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは運送の区域の変更
- 4 運賃又は料金の設定
- 5 運行回数又は運行時刻の設定
- 6 共通乗車船券の発行
- 7 1～6と併せて行う取組み
 - （1）乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善
 - （2）乗降場の改善
 - （3）乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - （4）ICカード又は二次元コードの導入 等

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

東峰村地域公共交通計画において定めた事業と本計画における事業の関連について整理する。



第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

2. 利便増進事業の内容

1 自家用有償旅客運送の導入											
主 体	東峰村、交通事業者、村民										
内 容	<p>利用者の希望に応じて自由な経路、ダイヤで運行する「東峰村乗合タクシー※」を新たに導入する。東峰村乗合タクシーの運行にあたっては自家用有償旅客運送（事業者協力型）の制度を活用し、村、交通事業者、村民等が一体となって本村の公共交通の利便性を確保する体制を構築する。</p> <p>また、将来的には電動バスを導入する等、環境負荷の少ない形で地域交通を整備する。</p> <p>※令和5年度12月時点で実証実験として運行中</p> <p>実施体制</p> <p>本村を主体とした自家用有償旅客運送を導入し、地元の交通事業者及び村民等の協力により東峰村乗合タクシーを運行する。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"><table border="0"><tr><td style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">事業主体 (東峰村)</td><td style="padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">■ 自家用有償旅客運送の管理・申請■ 交通事業者への車両提供■ サービスの周知、利用促進に係る取組み</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">▼ 業務委託</td></tr><tr><td style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">運行主体 (交通事業者)</td><td style="padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">■ 東峰村乗合タクシーの運行■ 村民等の雇用■ 車両の管理・整備</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">▼ 雇 用</td></tr><tr><td style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">運転者 (村民等を 中心とする 一般ドライ バー)</td><td style="padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">■ 東峰村乗合タクシーの運行</td></tr></table></div>	事業主体 (東峰村)	<ul style="list-style-type: none">■ 自家用有償旅客運送の管理・申請■ 交通事業者への車両提供■ サービスの周知、利用促進に係る取組み	▼ 業務委託		運行主体 (交通事業者)	<ul style="list-style-type: none">■ 東峰村乗合タクシーの運行■ 村民等の雇用■ 車両の管理・整備	▼ 雇 用		運転者 (村民等を 中心とする 一般ドライ バー)	<ul style="list-style-type: none">■ 東峰村乗合タクシーの運行
事業主体 (東峰村)	<ul style="list-style-type: none">■ 自家用有償旅客運送の管理・申請■ 交通事業者への車両提供■ サービスの周知、利用促進に係る取組み										
▼ 業務委託											
運行主体 (交通事業者)	<ul style="list-style-type: none">■ 東峰村乗合タクシーの運行■ 村民等の雇用■ 車両の管理・整備										
▼ 雇 用											
運転者 (村民等を 中心とする 一般ドライ バー)	<ul style="list-style-type: none">■ 東峰村乗合タクシーの運行										

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

内 容

東峰村乗合タクシーの運行概要

利用者の希望に応じた自由経路・自由ダイヤ型の区域運行を行い、運行エリアは東峰村全域とする。

運行日時：午前8時30分～午後5時00分

※12月29日～1月3日を除き、原則として毎日運行

運行方式：自家用有償旅客運送による自由経路・自由ダイヤ型の区域運行

運行区域：東峰村全域

運賃：以下に記載の内容で運行予定

区 分	運 賃
中学生以上	300 円
小学生	150 円
保護者同伴の未就学児	無料
村内在住の65歳以上の高齢者	150 円
障害者手帳の所持者	150 円
障害者手帳所持者の介助者	無料

自家用有償旅客運送の主体：東峰村

運送の種別：交通空白地有償運送

運送しようとする旅客の範囲：地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者

AI活用型オンデマンドシステムの導入

AI活用型オンデマンドシステムを導入し、運行管理（予約受付、配車、ルート決定、実績管理等）を行う。システムの活用により、限られたドライバー、車両で効率的かつ利便性の高い運行を実現する。

また、システムを活用することで、原則として自由経路、自由ダイヤでの運行を行いながらBRTのダイヤに合わせてBRT停留所に車両が到着するよう運行管理を行い、BRTとの接続を向上させる。

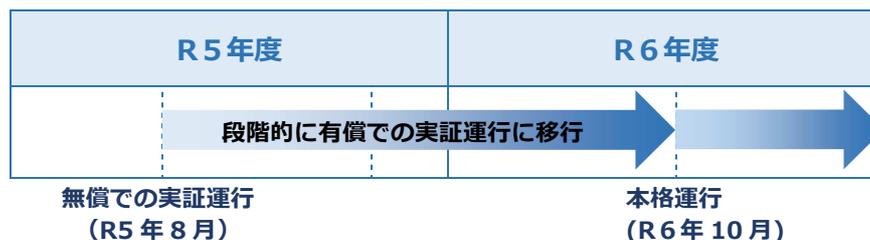
スマホに不慣れな利用者への配慮として電話受付を併設する一方で、スマホ教室の開催や専用アプリの周知、プロモーションに取り組み、専用アプリの普及を目指す。

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

内容

スケジュール

東峰村乗合タクシーについては、令和5年8月より無償での実証実験として運行しており、今後、段階的に有償での実証実験へと移行する。また、持続可能な運行体制を構築後、本格運行へと移行し、本格運行開始後、電動バスの導入や、運行エリアの拡大についても検討を進める。



ポイント

自家用有償旅客運送の制度を活用した東峰村乗合タクシーを導入し、本村で生じていた地理的、時間的な交通空白を解消することで村内の公共交通の利便性向上を図る。また、定時定路線型で運行する幹線系統を起点とする二次交通としての機能を担い、地域交通全体の利便性向上を図る。

図3-1 公共交通の全体像



第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

2

BRT 停留所の周辺整備

主 体

東峰村、交通事業者、観光事業者、村民

内 容

村内にある3つのBRT停留所（筑前岩屋、大行司、宝珠山）について、停留所及びその周辺を整備する。単にBRTの停留所としてだけでなく、東峰村乗合タクシーをはじめとするその他の公共交通との結節点としての機能を持たせ、地域交通の利便性向上につなげる。

停留所の改修や駐車場整備等のハード事業に加えて観光マップの作成やイベントの開催等のソフト事業に取り組み、村、交通事業者、観光事業者、村民が一体となって効果的な停留所周辺整備を推進する。

実施体制

東峰村を主体としてBRT停留所及びその周辺を整備する。地域の交通事業者や観光事業者、村民等がプレイヤーとなり、一体となって取組みを推進する。

主 体 (東峰村)

- 事業方針、内容の決定
- 全体の統括・マネジメント
- 情報発信に係る取組み
(案内、チラシ等の作成)
- 人材育成に係る取組み
- プレイヤーに対する資金的援助

プレイヤー (交通事業者、観光事業者、村民等)

- 座談会、部会等への参画
- 施設や設備の運営・管理
- 企画、事業の実施、参画

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

内容

2-1 筑前岩屋駅（停留所）の周辺整備

実施概要

筑前岩屋駅（停留所）周辺には岩屋神社や岩屋キャンプ場、岩屋湧水、棚田親水公園等の観光資源があるものの、観光案内や移動手段が整備されておらず、その魅力を十分に活かすことができていない。このようななかで、駐車場整備やパーソナルモビリティ設置等の取組みを進め、「自然と水と歴史を楽しむ、東峰村の観光拠点」をコンセプトに、筑前岩屋駅（停留所）周辺の観光資源の魅力を活かした拠点づくりを行う。

実施内容

① 筑前岩屋駅（停留所）周辺の利便性向上

- 休憩所、トイレ等を含む停留所の整備
- 駐車場の整備
- 案内サイン等の整備

② 新たな観光拠点づくり

- 湧水を活用した拠点づくり
- 飲食、物販施設等の施設設置検討
- パーソナルモビリティ等の周遊手段の検討

スケジュール

令和6年度よりハード事業の測量・設計及び施工を開始する。併せて、ソフト事業を推進する。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
関係者間の協議・調整	→				
ハード事業の測量・設計		→			
施工		→			
ソフト事業の推進		→			

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

図3-2 東峰村 BRT 駅周辺整備計画基本構想 筑前岩屋駅（停留所）周辺の現状（上図）と構想（下図）



第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

内容

2-2 大行司駅（停留所）の周辺整備

実施概要

大行司駅（停留所）は本村の中心部に近く、村民にとって利用しやすい場所にあるが、トイレが整備されていない、ホームへの高低差が大きい等の課題があり、高齢者や体の不自由な方にとって使いづらくなっている。

このようななかで、ホームに昇るためのバリアフリー整備や、駐車場の整備を進め、「誰もが便利で使いやすい 東峰村の交通拠点」をコンセプトに、本村の交通拠点として大行司駅（停留所）の利便性向上を目指す。

実施内容

① 大行司駅（停留所）周辺の利便性向上

- 駐車場・駐輪場の整備
- 安全策設置等の停留所前空間整備
- トイレの整備
- 案内サイン等の整備

② ホームへのアクセス向上

- エレベーターや跨座式斜面走行モノレール等の設置によるホームへのアクセス改善

③ 中心地への誘導と安全な歩行環境の創出

- 小石原への交通手段の検討

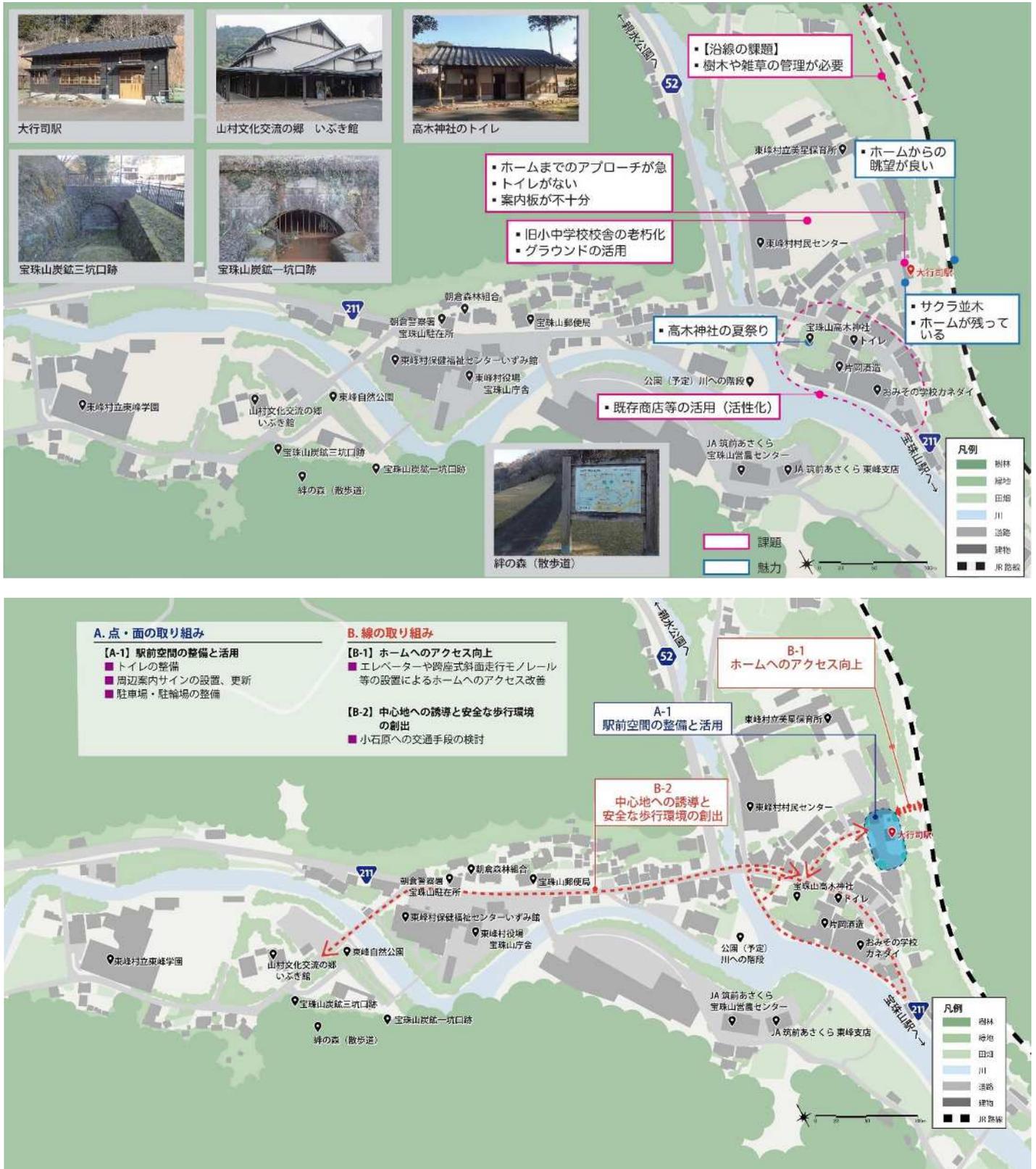
スケジュール

令和6年度よりハード事業の測量・設計及び施工を開始する。併せて、ソフト事業を推進する。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
関係者間の協議・調整	→				
ハード事業の測量・設計		→			
施工		→			
ソフト事業の推進		→			

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

図3-3 東峰村 BRT 駅周辺整備計画基本構想 大行司駅（停留所）周辺の現状（上図）と構想（下図）



第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

内容

2-3 宝珠山駅（停留所）の周辺整備

実施概要

宝珠山駅（停留所）には以前遊具が設置されていたが、現在は撤去されており、近隣のゲートボール場も利用者が少なくなっている。村内のBRT停留所のなかでは最も敷地が広く、さらに宝珠山グラウンドとも近接しているため、周辺整備による大幅な魅力向上が期待される。

このようななかで、「誰でも楽しい！県境の停留所」をコンセプトに、宝珠山駅（停留所）周辺の広い敷地を活かした、子どもから大人まで誰もが楽しむことができる拠点づくりを目指す。

実施内容

① 宝珠山駅（停留所）と駅前空間の賑わいづくり

- 既存施設の整備・活用
- 駐車場・駐輪場の整備
- イベント広場の設置
- 県境の停留所のPR
- 遊具等の設置による遊びの拠点づくり検討
- 案内サイン等の整備

スケジュール

既存施設の整備についてはその他のハード事業に先行して実施し、令和5年度より測量・設計を開始する。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
関係者間の協議・調整					
ハード事業の測量・設計					
施工					
ソフト事業の推進					

第3章 | 利便増進事業の内容・実施主体

図3-4 東峰村 BRT 駅周辺整備計画基本構想 宝珠山駅（停留所）周辺の現状（上図）と構想（下図）



1. 目標達成に向けた事業の効果

東峰村地域公共交通計画において設定した目標の達成に向け、利便増進事業の実施により得られる効果を整理する。

1 「事業1 自家用有償旅客運送の導入」の効果	
実施概要	自家用有償旅客運送の制度を活用することで、利用者の希望に応じて自由な経路、ダイヤで運行する東峰村乗合タクシーを新たに導入する。
事業の効果	自家用有償旅客運送による東峰村乗合タクシーを新たに導入し、路線バスやBRTとの接続を確保することで、地域交通全体の利便性向上及び利用者数の増加、収支率の向上につなげる。新たなサービスの導入により本村の財政負担額は一時的に増加するが、東峰村乗合タクシーの運行を踏まえた既存の交通体系の見直し（いずみ館送迎車両の廃止等）により、利便性を確保しながら財政負担の縮小を目指す。
2 「事業2 BRT 停留所の周辺整備」の効果	
実施事業	村内にある3つのBRT停留所（筑前岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅）について、停留所及びその周辺を整備する。また、観光マップの作成やイベントの開催等のソフト事業に取組み、村、村内事業者、村民が一体となって効果的な停留所周辺整備を推進する。
事業の効果	BRT停留所舎及びその周辺を整備することで、路線バスや乗合タクシーに乗り換える際の待合場所や観光拠点としての機能を充実させる。村民の地域交通利用を促進するだけでなく、観光客の地域交通利用による村内周遊を促進することで公共交通全体の利用を促進し、利用者数増加及び収支率向上につなげる。

第4章 | 事業の効果

2. 利便増進事業の実施が寄与する目標値の整理

利便増進事業の実施が寄与する、東峰村地域公共交通計画の達成に向けた目標値およびその目標を整理する。

事業1、 事業2 の両方が 寄与する 目標値	<ul style="list-style-type: none">■東峰村乗合タクシーの利用者数 現状値：<u>なし</u> 目標値（R9）：<u>7,300人/年</u> …東峰村地域公共交通計画 基本方針Ⅰ 目標1 すべての人が利用しやすい地域交通の整備■日田彦山線 BRT ひこぼしラインの村内停留所（筑前岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅）における利用者数 現状値：<u>19,326人/年</u> 目標値（R9）：<u>20,292人/年</u> …東峰村地域公共交通計画 基本方針Ⅰ 目標1 すべての人が利用しやすい地域交通の整備■村民アンケートにおいて地域交通に「満足している」と回答した村民の割合 現状値：<u>なし</u> 目標値（R9）：<u>85%</u> …東峰村地域公共交通計画 基本方針Ⅰ 目標2 地域交通に対する満足度の向上■東峰村乗合タクシーの収支率 現状値：<u>なし</u> 目標値（R9）：<u>7.0%</u> …東峰村地域公共交通計画 基本方針Ⅱ 目標3 地域交通の収支率向上■東峰村乗合タクシーの運行における財政負担 現状値：<u>なし</u> 目標値（R9）：<u>23,480千円</u> …東峰村地域公共交通計画 基本方針Ⅱ 目標4 財政負担の軽減
事業2が 寄与する 目標値	<ul style="list-style-type: none">■BRTを活用した新しいサービス、新商品の開発件数 現状値（R4）：<u>0件</u> 目標値（R9）：<u>2件</u> …東峰村地域公共交通計画 基本方針Ⅳ 目標2 BRTを観光資源と捉えた観光振興の推進

地方公共団体による支援の内容

利便増進実施事業を推進するにあたり、本村により支援する内容を以下に示す。

■ 地域交通の確保・維持に向けた取組み

交通事業者や村民と一体となって地域交通の維持・確保に取り組む。取組みを進めるにあたっては、国や県、その他の行政機関等との連携や、観光、MaaS 関連施策との整合性確保等の役割を担う。

■ 交通情報・観光情報の発信

公共交通の利用促進や、観光客の取り込みに向け、案内設置やチラシ配布、ホームページ作成（更新）等の情報発信を行う。

■ ドライバー講習の開催

自家用有償旅客運送による乗合タクシー事業のドライバー確保に向け、定期的なドライバー講習を開催する。

■ 東峰村乗合タクシーの説明会開催

東峰村乗合タクシーの利用促進に向け、定期的に説明会を開催する。

事業実施に必要な資金の調達方法

利便増進事業の実施に必要な資金と調達方法を整理する。

1 自家用有償旅客運送の導入			
実施内容		東峰村乗合タクシーの運行	
年度	事業費 ^{※1} (千円)	内訳	調達方法
R5	22,284	11,142	東峰村
		11,142	デジタル田園都市国家構想交付金
R6	24,612	12,306	東峰村
		12,306	フィーダー補助 ^{※2}
R7	23,914	11,957	東峰村
		11,957	フィーダー補助
R8	23,668	11,834	東峰村
		11,834	フィーダー補助
R9	23,440	11,720	東峰村
		11,720	フィーダー補助

※1 本計画策定時の見込み額であり、運行経費から運賃収入を除いて算出したもの。
調達方法についても変更となる場合がある

※2 地域間幹線系統に接続し、支線の役割を果たす地域内フィーダー系統の運行に対する補助

第6章 | 事業実施に必要な資金の調達方法

2

BRT 停留所周辺の整備

エリア	事業内容	事業費 ^{※4} (千円)		
		R5	R6	R7
宝珠山駅 (停留所)	測量・設計	14,000	0	0
	停留所整備	0	92,000	0
	道路整備	0	6,000	0
	公園整備	0	52,000	0
	駐車場整備	0	18,000	0
	サイン設置	0	0	15,000
大行司駅 (停留所)	測量・設計	0	12,000	0
	バリアフリー 改善整備	0	100,000	0
	トイレ整備	0	10,000	0
	修景整備	0	56,000	0
	EV 充電施設	0	2,800	0
	EV 充電施設 充電施設設置	0	8,000	0
	サイン設置	0	0	9,000
筑前岩屋駅 (停留所)	測量・設計	0	3,000	0
	駐車場整備	0	4,800	0
	サイン設置	0	0	9,000
	EV 充電施設	0	2,800	0
	EV 充電施設 充電施設設置	0	8,000	0

※4 事業費については社会資本整備総合交付金による調達(事業費の2分の1を上限とする補助)を見込み、不足分については東峰村にて調達する